

曳船料率表（横浜港/川崎港）

2008年10月1日実施
2008年12月1日改訂
2011年7月1日改訂
2017年11月24日改訂

株式会社ダイトコーポレーション
曳船事業部
横浜市中区本町1-3 綜通横浜ビル
TEL:045-201-8858

料金表

1時間当り料金		08:00-17:00	
基本料金	特別割引料金		
15,000G/T以上	15,000G/T未満	5,000G/T未満	
101,700円	67,700円	63,500円	

但し、荒天作業、海難防止作業(デッドシップ状態等)、海難救助作業、その他特殊作業の場合には、本船 G/Tに関係なく本船 15,000 G/T 以上の基本料金を適用する。

なお、作業料金については、取引条件に応じてご相談に応じます。

1. 料金計算方法

- イ 料金計算方法は使用時間に依り計算する。使用時間とは曳船が基地から作業場所迄往復するに要する時間を含むものとする。
- ロ 最初の1時間を超過した場合には、30分毎に基本料金の半額を加算し、30分未満の端数は30分として基本料金の半額を加算する。
但し、最初の1時間未満は1時間として計算する。
- ハ 本船側の都合による待機時間は使用時間に算入する。
- ニ 曳船出動後の作業取消しは総額の20%引とする。

2. 各種割増料金

(1) 時間外割増料金

イ	平日	早朝	05:00~08:00	基本料金の60%増
		夜間	17:00~23:00	基本料金の60%増
		深夜	23:00~05:00	基本料金の100%増

- ロ 日曜・休日 及び 特定休日割増
 - 05:00～23:00 …………… 基本料金の60%増
 - 23:00～05:00 …………… 基本料金の100%増

(備考) 休日とは、「国民の祝日に関する法律（祝日法）」に規定された休日。
 特定休日は、12月31日、1月1日、1月2日、1月3日の年末年始。

(2) 荒天作業割増料金

- 海上風速(15m/S以上)の場合 …………… 基本料金の30%増
 (気象台表示風速の3割増を海上風速とする)

(3) 特殊地域作業割増料金

- イ 小柴崎地域の作業 …………… 基本料金の50%増
- ロ 第一、第二、第三海堡 及び 東京地域、千葉地域、横須賀地域の作業
 (但し東京港、千葉港 及び 横須賀港に於ける本船離着岸作業を除く)
 …………… 基本料金の100%増

3. 特殊作業割増料金

- イ 港域内海難救助作業 …………… 基本料金の50%増
 港域外海難救助作業 …………… 基本料金の100%以上増
- ロ 消火作業
 消火作業を行った時間に対して …………… 基本料金の50%増
 なお、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算に依り別途加算する。
- ハ 危険作業 …………… 基本料金の100%増
 (爆発物積載船、タンカー船、LNG船 及び LPG船等の船舶に於いて海難が
 発生し、爆発のおそれがある場合)

上記以外の特殊作業を行う場合は、実作業の実態に即応し船会社 又は 代理店と
 協議の上、その都度決定する。

4. 燃料油価格調整料金 (BAF)

別紙、燃料油価格調整料金表 (BAF) に定める。

以上

曳船料率表（千葉港）

2008年10月1日 実施

2008年12月1日 改訂

2011年7月1日 改訂

2017年11月24日改訂

株式会社ダイトコーポレーション

曳船事業部

横浜市中区本町1-3 綜通横浜ビル

Tel : 045-201-8858

料金表

1時間当り料金		08:00-17:00	
基本料金	特別割引料金		
15,000G/T以上	15,000G/T未満	5,000G/T未満	
101,700円	67,700円	63,500円	

但し、荒天作業、海難防止作業(デッドシップ状態等)、海難救助作業、その他特殊作業の場合には、本船 G/T に関係なく本船 15,000 G/T 以上の基本料金を適用する。

なお、作業料金については、取引条件に応じてご相談に応じます。

1. 料金計算方法

- イ 料金計算方法は使用時間に依り計算する。使用時間とは曳船が基地から作業場所迄往復するに要する時間を含むものとする。
- ロ 最初の1時間を超過した場合には、30分毎に基本料金の半額を加算し、30分未満の端数は30分として基本料金の半額を加算する。
但し、最初の1時間未満は1時間として計算する。
- ハ 本船側の都合による待機時間は使用時間に算入する。
- ニ 曳船出動後の作業取消しは総額の20%引とする。

2. 各種割増料金

(1) 時間外割増料金

イ	平日	早朝	05:00~08:00	基本料金の60%増
		夜間	17:00~23:00	基本料金の60%増
		深夜	23:00~05:00	基本料金の100%増

- ロ 日曜・休日 及び 特定休日割増
 - 05:00～23:00 …………… 基本料金の60%増
 - 23:00～05:00 …………… 基本料金の100%増

(備考) 休日とは、「国民の祝日に関する法律（祝日法）」に規定された休日。

特定休日は、12月31日、1月1日、1月2日、1月3日の年末年始。

(2) 荒天作業割増料金

- 海上風速(15m/S以上)の場合 …………… 基本料金の30%増
(气象台表示風速の3割増を海上風速とする)

(3) 特殊地域作業割増料金

- イ 小柴崎地域の作業 …………… 基本料金の50%増
- ロ 第一、第二、第三海堡 及び 東京地域、横浜・川崎地域、横須賀地域の作業
(但し東京港、横浜港、川崎港 及び 横須賀港に於ける本船離着岸作業を除く)
…………… 基本料金の100%増

3. 特殊作業割増料金

- イ 港域内海難救助作業 …………… 基本料金の50%増
- 港域外海難救助作業 …………… 基本料金の100%以上増
- ロ 消火作業
 - 消火作業を行った時間に対して …………… 基本料金の50%増
 - なお、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算に依り別途加算する。
- ハ 危険作業 …………… 基本料金の100%増
(爆発物積載船、タンカー船、LNG船 及び LPG船等の船舶に於いて海難が発生し、爆発のおそれがある場合)

上記以外の特殊作業を行う場合は、実作業の実態に即応し船会社 又は 代理店と協議の上、その都度決定する。

4. 燃料油価格調整料金 (BAF)

別紙、燃料油価格調整料金表 (BAF) に定める。

以上